

しまね環境アドバイザー派遣要領

1. 趣旨

この要領は「しまね環境アドバイザー制度運営要綱」第3条及び第5条の規定に基づき、しまね環境アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣に関し、必要な事項を定める。

2. 派遣対象となる講演会等

アドバイザーの派遣の対象となる講演会等とは、地域の環境保全等に自発的に取り組む団体が主催する講演会等で、概ね20人以上の参加が見込めるものとする。

ただし、公共機関（学校教育団体を除く）が行うものや、政治目的、宗教目的、営利目的、その他本制度の目的にそぐわないものは派遣対象としない。

3. 講演会等の内容

講演会等の主な分野は、地球環境（地球温暖化、大気汚染、化学物質、気象）、地域環境（自然環境、水環境、生物多様性、海洋ごみ）、生活環境（循環型社会、ごみ、リサイクル、省資源）、エネルギー（再生可能エネルギー、省エネルギー）とする。

4. 派遣手続き

- (1) アドバイザーの派遣を希望する者（以下「派遣申請者」という。）は、原則として講演会等の実施日の30日前までに、しまね環境アドバイザー派遣申請書（様式第1号）（以下「派遣申請書」という。）により、県に申請する。
- (2) 県は、派遣申請書を審査し、派遣申請者にその採否を通知する。採択する場合には、派遣するアドバイザーにしまね環境アドバイザー派遣依頼書（様式第2号）又は電話等により依頼を行い、同意を得た後、しまね環境アドバイザー派遣決定通知書（様式第3号）により派遣申請者に通知する。
- (3) アドバイザーは、派遣が決定した派遣申請者と、具体的な助言内容等について直接調整を行う。

5. 実施報告

派遣申請者は、しまね環境アドバイザー派遣事業実施報告書（様式第4号）により、講演会等を実施した日から14日以内に県に報告する。

6. 派遣回数

アドバイザーの派遣は、原則、同一主催者に対して同一年度中1回とする。

7. 派遣の経費

県は5の実施報告があり次第、アドバイザー派遣に要する経費として、当人に対し旅費（参考人等に対する費用弁償等支給条例による）及び県の規定に基づき謝金を支払う。

8. 服務

アドバイザーは、次のことに留意すること。

- (1) 講演会等に招聘されたときは、しまね環境アドバイザー身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときはこれを提示すること。
- (2) 身分証明書は、アドバイザーの業務以外に使用しないこと。
- (3) 身分証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (4) アドバイザーの身分を失ったときは、身分証明書を直ちに島根県に返付しなければならない。
- (5) 活動に伴い得た個人情報については、守秘義務を厳守すること。アドバイザーの委嘱が解かれた後も同様とする。

9. 金品の授受の禁止

助言等を受ける派遣申請者とアドバイザーとの間において、金品（派遣を受ける講演会等における当該活動に要する経費を除く）の授受を行ってはならない。

10. 成果の帰属等

アドバイザーの派遣によって得られた全ての成果は、原則として助言等を受けた派遣申請者に帰属するものとする。また、派遣申請者における事故及び損失等に対し、アドバイザーは責任を負わないものとする。

11. 県の免責

アドバイザーの派遣期間中及び派遣後に発生した事故及び損失等に対し、県は一切の責任を負わないものとする。

12. アドバイザーの登録の取消し

県は、アドバイザーが活動上知り得た秘密を漏らした場合、その他本事業の目的若しくは内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合、又はアドバイザーとしての役割を十分に果たすことができないと認められる場合は、アドバイザーの登録を取り消すことができる。

13. その他

この要領に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年7月8日から施行し、令和元年度の派遣から適用する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。